

ニホンザルの計画的な管理のために

特定鳥獣保護・管理計画 作成のためのガイドライン

Macaca fuscata
平成 27 年度

ニホンザル編

概要版

 環境省
Ministry of the Environment



はじめに

このパンフレットは、改訂した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度）」の概要を解説したものです。

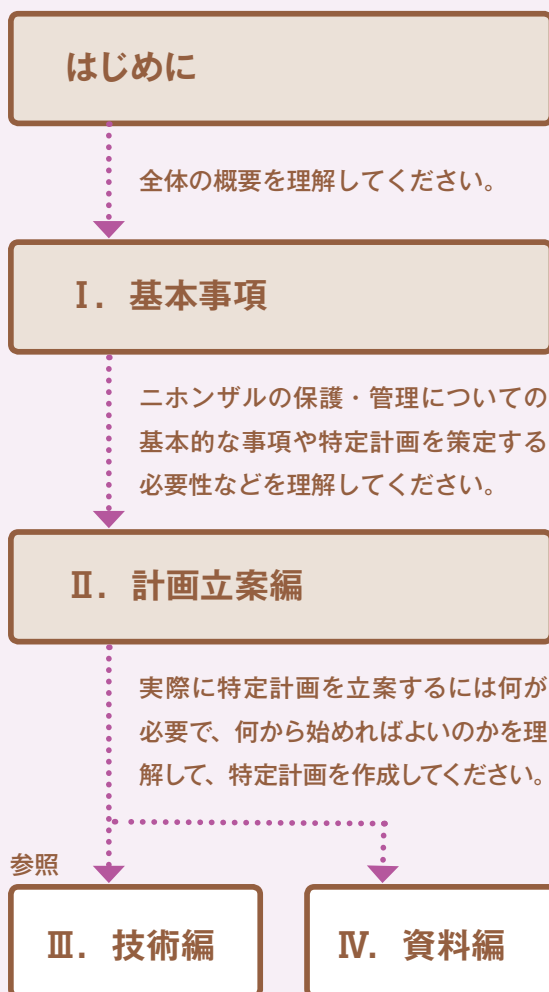
平成 11 年に特定鳥獣保護管理計画制度が創設されましたが、ニホンザルについてはまだ特定計画が策定されていない都府県があります。

そういった都府県において計画を策定する際の参考になるように、また既に計画を策定している府県においても計画の実効性をより高めるための参考になるように、各地の事例を紹介するなど具体的にわかりやすいガイドラインとなることを目指して改訂しました。

このパンフレットと共に新しいガイドラインを読んでいただき、各地でのニホンザルの保護・管理にお役立てください。なお、このパンフレットは、第二種特定鳥獣管理計画を作成することを想定して編集しています。

■ ガイドラインの読み方

ガイドラインは、「はじめに」、「Ⅰ. 基本事項」、「Ⅱ. 計画立案編」、「Ⅲ. 技術編」、「Ⅳ. 資料編」の 4 編からなっています。



参考となる事例や有用な情報が掲載されているホームページなども紹介しています。

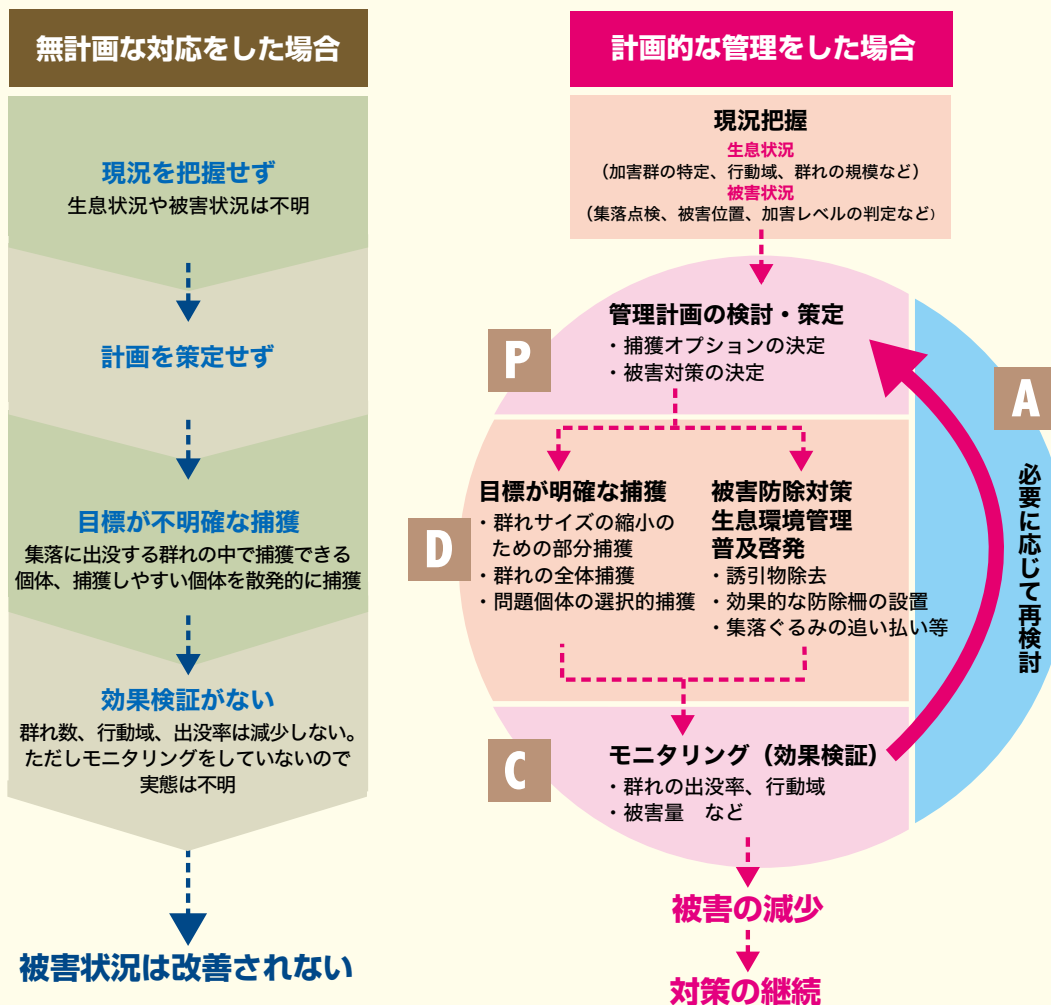


ニホンザルの保護・管理に 計画的な管理が必要な理由

ニホンザルの保護・管理の目的は、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、農業被害や生活環境被害を軽減することです。

その目的を達成するためには、無計画な対応をしても、効率的な被害軽減にはつながりません。群れの生息状況や被害状況といった現況を把握した上で、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3つを適切に組み合わせて、計画的、総合的に実施することが必要です。またモニタリングを行って対策の効果を検証し、必要に応じて再検討するフィードバック管理（PDCA サイクル）が必要です。さらに地域個体群については、管理ユニットを設定し、原則としてそれらを残していくことで、保全を図ります。

計画的な管理と
無計画な対応の違い



特定計画を策定するメリット

- 計画的な管理の目的、目標、必要性を説明することで、多様な関係者（都府県内部、議会、市町村、住民、自然保護団体、利害関係者など）の合意形成を得やすい。
- 一定の計画期間を持つ計画であるため、管理の継続性が担保される。
- 市町村と対策の連携を図ることで、対策の実効性が上がる。
- 効果的・効率的な被害軽減につながる。
- 地域個体群の保全が担保される。
- 鳥獣被害防止特措法（鳥獣被害防止管理計画）、文化財保護法（天然記念物に地域指定されている場合）、外来生物法（外来霊長類が生息する場合）との法的な整合性が取れる。

ニホンザルの 計画的な管理のために

被害対策強化の考え方

2014（平成 26）年 4 月に環境省と農林水産省が発表した「ニホンザル被害対策強化の考え方」では、「加害群の状況に応じて全頭捕獲や加害群れの個体数削減などの捕獲を進め、追い上げや侵入防止等の対策を並行して実施し、10 年後（平成 35 年度）までに加害群の数を半減させることを目指す」とされています。しかし、これは単純に捕獲によって加害群の数の削減だけを目指すものではありません。加害の程度は群れによって異なるため、群れの加害の程度（加害レベル）を評価した上で、目標を明確にした計画的な捕獲、効果的な被害防除対策、生息環境管理を組み合わせることで実施することにより、加害レベルを下げることも含まれています。この考え方を踏まえて特定計画の目標を設定し、計画的な管理を行う必要があります。

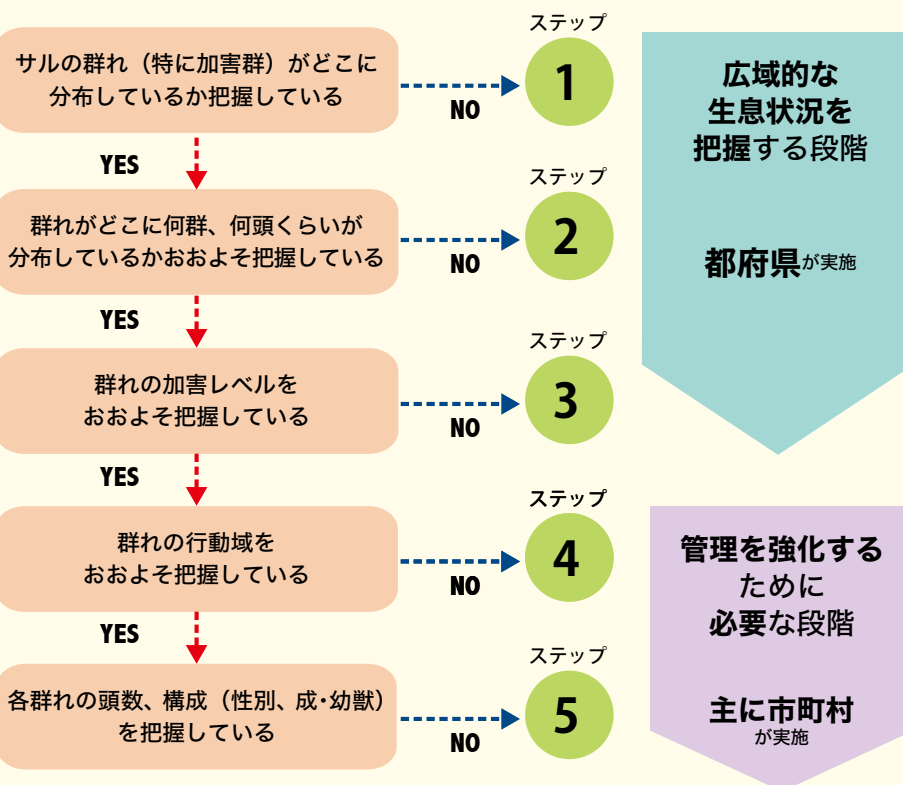
計画的な管理を行うためには

ニホンザルの管理は、ニホンザルが基本的に群れで行動する動物であるため、群れの生息状況や加害レベルなどを把握した上で、群れごとに管理方針を決定して管理する「群れ管理」が基本です。そのために、まずは群れの生息状況など現況を把握することが必要です。

ガイドラインには、以下に示したような自分の自治体の現況の把握程度をセルフチェックして、ステップに応じて何から調査を始めれば良いかを判断するフローと解説が 18 ページ以降に載っていますので、まずはそこからはじめましょう。

生息状況の把握程度
のセルフチェック

生息状況の把握程度





加害レベルとは

群れの加害レベルとは、群れの加害程度を、集落や農地への出没頻度、出没した時の群れの規模、サルの人への反応、集落への加害状況、生活被害の程度から判定したものです。

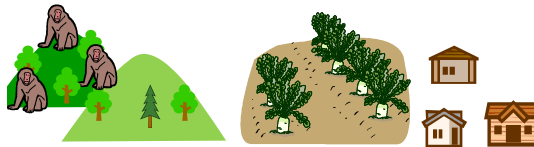
加害レベルは、群れごとに異なります。また加害レベルは対策をせず放置すると悪化するので、適切な対策を取って加害レベルを上げずに、下げることが必要です。

加害レベル別にみた群れの状況のイメージは、次のとおりです。

加害レベル別にみた
群れの状況のイメージ

レベル
Level

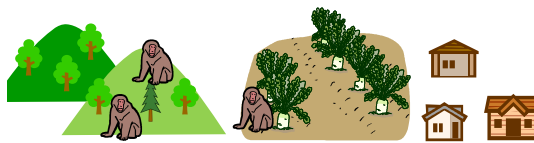
0



サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。

レベル
Level

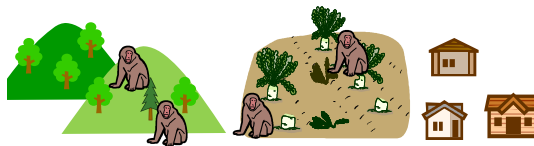
1



サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。

レベル
Level

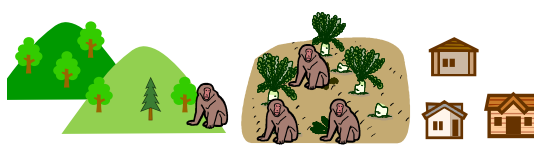
2



サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。

レベル
Level

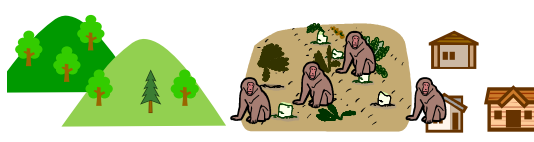
3



サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。

レベル
Level

4



サルの群れ全体が、年間耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。

レベル
Level

5



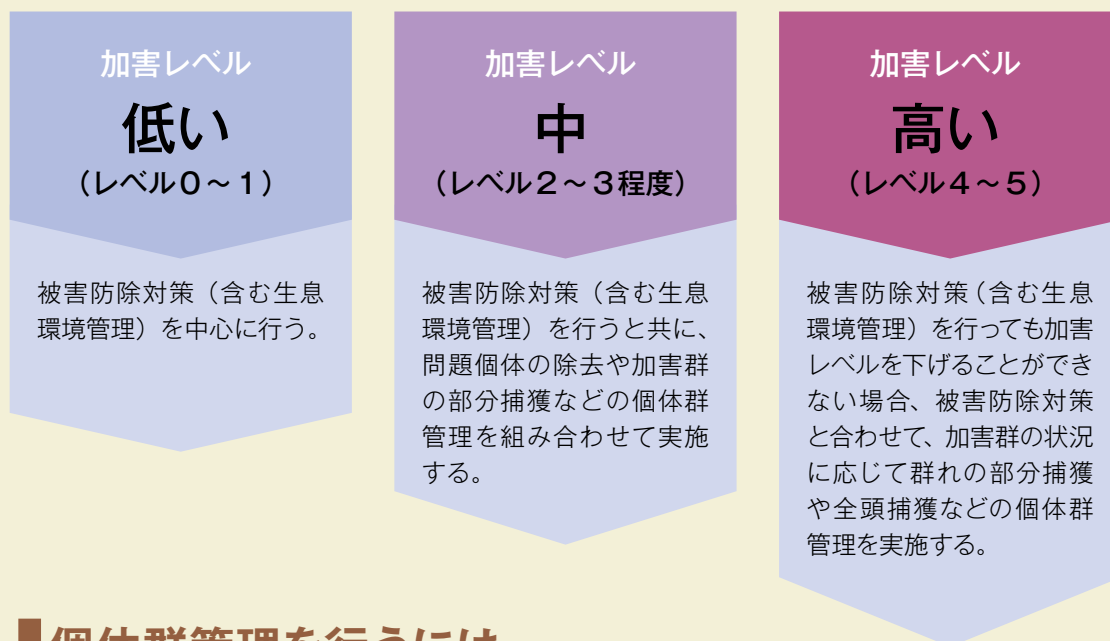
サルの群れ全体が、年間・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。



群れの加害レベルの具体的な判定方法は、ガイドラインの21ページを参照してください。

ニホンザルの **加害レベルを下げる** 被害を軽減するためには？

ニホンザルによる被害を軽減する（＝加害レベルを下げる）ためには、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を、地域の状況に応じて、適切に組み合わせて実施することが必要です。



■ 個体群管理を行うには

ニホンザルの群れは、一定の行動域を持つため、ある地域で起きている被害は特定の群れが引き起こしています。そのため、被害を軽減するには、加害する群れを特定し、生息環境、群れの分布状況や個体数、加害レベルに応じて群れごとに管理方針を決め、目標を明確にした個体群管理（加害個体の捕獲、群れの規模の管理、群れ数の管理、分布域の管理）が求められます。目標の達成のためには、以下に示した捕獲オプションを適切に選択し、実施する必要があります。

捕獲オプションの
選択目安

群れ捕獲

加害群を除去することが目標で、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実践しても被害が低減しない群れを、群れごとに取り除く管理手法。

部分捕獲

群れの存続を前提とし、群れの個体数が多いと追い払いが効果的に実施できないなど、被害防除対策を講じても被害が軽減しづらいため、群れの個体数を計画で設定した目標数まで減らす管理手法。

選択捕獲

群れの存続を前提とし、人馴れが進んで人への威嚇や生活環境被害を繰り返す悪質個体を識別して選択的に捕獲する管理手法。



具体的な内容や捕獲オプションの選択については、ガイドラインの28ページを参照してください。



■被害防除対策を行うには

有効な被害防除対策を実施するには、組織的な追い払い、有効な防護柵の設置と維持管理を組み合わせる実施することが重要です。またニホンザルは群れで出没して被害を及ぼすため、地域全体の被害軽減のためには面的な（組織的な、集落ぐるみの）対応が効果的です。

追い払い

ニホンザルを見た場合には必ず、集落ぐるみで（組織的に）、集落の外れまで追い払うことが効果的です。

防護柵

効果的な防護柵で農地を囲うことで、集落内のサルの餌資源を減らすことが重要です。



追い払い、防護柵については、ガイドラインの 29 ページを参考にしてください。

■生息環境管理を行うには

生息環境管理は、ニホンザルを耕作地や集落に近づけないための集落環境の管理と奥山（山岳地）などでニホンザル個体群の存続を将来的に保障するための環境の管理に分けられます。前者は被害防除対策にも含まれる内容で、被害軽減のためにまず行う必要があります。集落環境を管理するためには、まずは集落環境診断から始めます。

後者については長期的な課題ですが、ニホンザルの生息に適した環境（自然林など）を保全していくことが重要です。

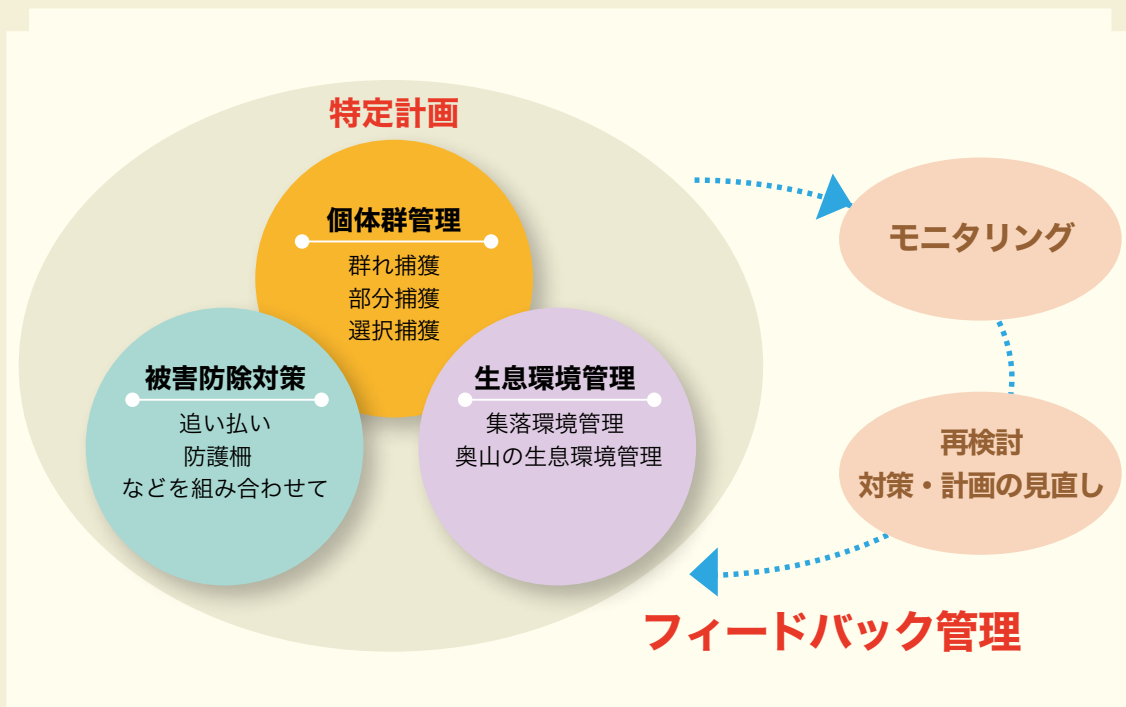


集落環境管理や集落環境診断については、ガイドラインの 30 ページを参考にしてください。



■ モニタリングの必要性

対策を実施した場合は、群れの生息状況や被害状況をモニタリングし、対策が効果を上げているのか検証する必要があります。想定したような効果がなければ、どこに問題があるのかを検討し、対策を見直すというフィードバック管理が必要です。効果が上がらない対策を続けていても、被害は減りません。



具体的なモニタリング調査の方法については、ガイドラインの 36 ページを参考にしてください。

■ 実行体制の必要性

現況を把握して、計画を立案し、計画に書かれた対策を実行し、さらに対策の効果検証（モニタリング）を行って、PDCA サイクルを回していくためには、各段階に実行体制が必要です。またその中心的な役割を担う人材や組織が必要です。

また都府県の部局間（鳥獣行政部局、農政担当部局、地方事務所）や都府県と市町村との役割分担、そしてそれぞれの連携が必要です。そのように役割分担や連携を図るためにも特定計画は必要なのです。



2016 年（平成 28 年）3 月発行

環境省自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室

編集：一般財団法人 自然環境研究センター

デザイン：株式会社アートポスト

写真提供：長尾勝美（NPO 法人 里地里山問題研究所）